

第3節 大館ひまわり基金法律事務所

1. ひまわり基金法律事務所とは

1996年5月に名古屋で開催された日本弁護士連合会定期総会において、「弁護士過疎地域における法律相談体制の確立に関する宣言」(名古屋宣言)が決議され、この宣言において日弁連は、「弁護士過疎・偏在問題の解決のために全力をあげて取り組むことを決意するとともに、当面の措置として5年以内に、いわゆるゼロワン地域を中心として緊急に対策を構ずるべき弁護士過疎地域に法律相談センターを設置するなど、市民が容易に弁護士に相談し、依頼することができる体制を確立するよう最善を尽くす」と宣言しました。ひまわり基金法律事務所は、この宣言を受け、全国の弁護士過疎地域に日弁連・各地の弁護士会連合会が関与して設立され運営されている公設事務所です。なお、ゼロワン地域とは、地方裁判所の本庁または支部が管轄する地域のうち、弁護士がまったくいない(0人)又は1人しかいない地域のことを指します。

経済的支援としては、弁護士会から開設費用や運営費用、施設を借りる資金の援助を受けることができます。ひまわり基金法律事務所への経済的支援は、1999年9月から東京弁護士会からの1億円の寄付や、会員から徴収される特別会費などを財源に弁護士過疎対策を行う活動資金に充てることを目的として設置されたひまわり基金によって支出されます。

そのほかの支援として、公設事務所ごとに公設事務所支援委員会が設けられ、運営上の問題について協議がされるほか、地元の弁護士会で担当の弁護士を決めて地元の事情や事件処理について相談する制度を設けているところもあります。主に2年から3年ほどの任期制ですが、任期満了後再任を受けることやその場所で開業することも可能です。

ひまわり基金法律事務所の弁護士は、公設事務所支援委員会に出席して運営状況を報告する義務・会計を報告する義務があるほかは、当番弁護士・国選弁護・法律扶助等の公益的活動を行うことが条件となっていますが、その他は一般の他の弁護士とほぼ同じ活動を行っています。

2. 大館ひまわり基金法律事務所について

私たち裁判法ゼミナールでは、2007年9月に大館ひまわり基金法律事務所を訪れた際に、所長である松本和人弁護士にお話を聞かせていただきました。ここではその内容について記述していきたいと思います。

松本弁護士は、『ひまわり弁護士』(村田信之著、講談社文庫)という本でとりあげられている北海道の紋別のひまわり基金法律事務所へ赴任した松本三加弁護士を見て、都会よりも密接に地域の人と触れ合えることに魅力を感じ、また秋田県の能代市の弁護士の方に誘われたことから、大館でひまわり基金法律事務所を開設しようと思ったそうです。

1ヶ月あたりで受ける相談件数は20~40件ほどで、そのうち半数ほどはクレジットカードや消費者金融に関する事件だそうです。そのほかでは家事、不動産に関する事件が多いようです。受任事件数は相談件数の半分から三分の二程度が多いようです。当番弁護出動

件数は月に1、2件だそうです。刑事事件数は他のひまわり基金法律事務所と比べてあまり多くないですが、1件でも精神的・肉体的に負担がかかることがあるため、件数で重要さをはかることはできないそうです。多重債務についての相談が多い理由として、秋田県にはあまり生活に余裕がない人が多く、急にお金が必要になった場合に借りることが必要になることが理由であるとおっしゃっていました。

相談してくる方たちのなかには、大館市民の他管轄内では北秋田市・鹿角市・小坂町・上小阿仁村から、管轄外では八峰町や青森からくる方もいるそうです。

大館が弁護士過疎地であることの原因として、イソ弁（弁護士事務所に勤めている弁護士）を県内の弁護士が採用することが少なく独立開業する必要があり、また医療過誤訴訟や知的財産権などの専門訴訟を扱う事件が少ないため、スキルをあげたい若手弁護士にあまり好まれないことがあるとのこと。被疑者国選弁護の影響について、国選であるため事実上必ず受けなければならず、現在の弁護士数では足りないのもっと増えて欲しい、またこれに対応した法テラスができてほしいとおっしゃっていました。

今後は、様々な訴訟を扱ったので、医療過誤訴訟や労働に関する問題などの得意分野を伸ばして専門家になっていきたいが、ある程度はどんな事件でもやっていきたいとおっしゃっていました。

3. 所在地



所在地 〒017-0815
秋田県大館市部垂町 39-12 北鹿ビル 2 階
電話番号 0186-44-5240
FAX 0186-49-6940

おわりに

今回、実際に秋田地方裁判所大館支部、大館市役所、大館ひまわり基金法律事務所を訪問させていただいて、大館市の法制度の状況がどのようになっているかを知ることができました。住んでいるだけでは分からなかったことを理解することができ、大変勉強になったと思います。

秋田地方裁判所大館支部に訪問した際、市民からの相談があったときには弁護士を紹介することがあり、大館市役所でもそれを行っていると聞き、司法機関と行政機関が協力し合っていると知り、市民が暮らしやすくなるようにそのような結びつき（リーガルネットワーク）が深まっていったほしいと思いました。

また、大館ひまわり基金法律事務所を訪れた際、大館市に弁護士はもっと必要であると聞き、現在の4人でも大館市では十分なのではないかと思っていたので意外でした。

最後に、秋田地方裁判所大館支部の方々、大館市役所の方々、大館ひまわり基金法律事務所の方々、お忙しい中貴重なお話を聞かせてくださり本当にありがとうございました。